

第7期計画の評価及び第8期に向けての課題について

「基本方針1 充実した日常生活を送るために」についての課題

現計画（第7期計画）の方向性	<p>健康寿命を延伸し、要介護状態等の予防や悪化の防止を目指します。高齢者の心身機能の維持向上を図るだけでなく、活動的で生きがいや役割を持って生活を営むことができるように介護予防を推進します。</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険法の改正に伴い、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と、従前の介護予防事業を統合・再編し創設された事業であり、本市では平成29年4月から開始しています。団塊の世代が後期高齢者となる令和7年以降の超高齢社会を乗り切るため、支援が必要な方には必要なサービスを提供し、元気な方には今後も元気でいられるような予防の取組みを推進していきます。</p> <p>多くの高齢者は元気な高齢者ですが、今後も“元気”を維持していくためには、生きがいを持つことが重要です。生きいきとした生活につながるよう、様々な活動ができる環境をつくり、高齢者の自主活動を支援します。</p> <p>豊かな経験・知識・技能を持っている高齢者の方々が、能力を積極的に活かしながら地域や社会の中で役割を持つことは、地域や社会の活力となり、高齢者本人の“元気”も維持できるなど、相乗効果をもたらします。定年後の高齢者も社会的役割を持って、生きいきとした生活を継続できる環境づくりをすすめます。</p> <p>1-1 介護予防の推進 1-2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 1-3 生きがいづくりの推進 1-4 社会参加の促進</p>
1 第8期計画において記載を充実する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載 ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組みの例示として就労的活動等について記載 ・総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定 ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載 ・要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載 ・PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
2 アンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「是非参加したい、参加してもよい」人の割合は55%、「参加したくない」が30%となっています。 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、現在の健康状態について、「とてもよい・まあよい」を合わせた「よい」の結果が78%、「あまりよくない・よくない」を合わせた「よくない」の結果が19%となっています。

3 次期計画に向けた課題

・介護予防の推進

これまでは介護予防活動に積極的な方を中心にアプローチしてきましたが、今後は心身機能の低下が心配される高齢者の早期発見や早期介入ができるような仕組みづくりも必要であると考えます。このため、国保データベース（KDB）システム等を活用し、医療、健診、介護等の情報を一元的に把握して、リスクの高い方への保健指導を行ったり、フレイルチェックを通してフレイルの兆候に気づき、フレイル状態の改善に向けて取組めるよう支援することが必要です。

また、市民の中からフレイルサポーターを養成し、身体機能の測定会の実施やフレイルを広める活動を担ってもらいながら、フレイル予防のまちづくりを目指し取組んでいくことも重要です。

・介護予防・日常生活支援総合事業の充実

提供するサービスの充実とともに、地域においてリハビリテーション専門職等と連携し、自立支援に資する取組みを推進するための方策を検討していくことが必要です。

・生きがいづくり、社会参加の推進

ニーズ調査の結果をみると、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「是非参加したい、参加してもよい」人の割合は55%、「参加したくない」が30%で、参加意思のある人の方が多い結果となっています。豊かな経験・知識・技能を持っている高齢者の方々が、能力を積極的に活かしながら地域や社会の中で役割を持つことは、地域や社会の活力となり、高齢者本人の元気も維持できるなど相乗効果が期待されるため、様々な施策を検討することが必要です。

「基本方針 2 住み慣れた地域で生活をするために」についての課題

<p>現計画（第7期計画）の方向性</p>	<p>医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患・認知症等の高齢者や、問題を抱えた方の退院支援、在宅療養を希望する方等の増加が見込まれることから、今後も医師会や関係団体、近隣市町と協働して在宅医療・介護連携の推進に向けて事業展開していく必要があります。</p> <p>可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことが出来るよう、様々な事業を実施し、地域包括支援センターや東入間医師会館内に開設した地域医療・介護相談室、医療や介護の関係者と連携しながら、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において在宅医療と介護の提供ができる体制をすすめます。</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、できることに目を向け本人が有する力を最大限に生かしながら、自分らしく暮らし続けられる取組みを推進します。</p> <p>生活支援体制の整備については、ニーズの多様化により、公的サービスだけではなく、多様な主体による生活支援サービスを地域で提供していくことが求められてきました。平成 27 年度より協議体（研究会）を設置して協議を開始し、平成 28 年度からは生活支援体制整備推進会議として協議をすすめるとともに、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置して、地域の課題解決に向けて様々な取組みを行っています。</p> <p>住み慣れた地域で、安心してその人らしい在宅生活を維持していくことができるよう、介護保険サービスのほかに高齢者支援サービスを提供し、家族も含めた高齢者の生活の質の確保を図ります。</p> <p>今後、高齢者数の増加に伴い、介護・支援を必要とする方の増加が見込まれます。また、地域で居住する高齢者の状況やニーズは多様であり、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには、住まいのあり方と支援体制を適切に組み合わせて提供されることが必要となります。</p>
	<p>2-1 在宅医療・介護連携の推進 2-2 認知症施策の推進 2-3 生活支援体制の整備 2-4 在宅高齢者支援の推進 2-5 高齢者の住まいの安定的な確保</p>

<p>1 第8期計画において記載を充実する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載 認知症施策推進大綱等を踏まえ「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組みやチームオレンジの設置及び通いの場の拡充等について記載。） 教育等他の分野との連携に関する事項について記載 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
-----------------------------	---

<p>2 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、認知症に関する相談窓口を「知っている」人の割合は7%、「知らない」人が87%で、大差で知らない人の割合が多い結果となっています。 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、認知症について正しく理解する方法の一つである認知症サポーター養成講座を「すでに受講したことがある」人の割合は5%で、「知っているし受講したい」人が4%、「知らなかったが受講したい」人が32%であり、受講希望者は約4割となっています。 ・在宅介護実態調査結果をみると、施設等への入所・入居の意向は、「入所・入居を検討していない」の割合が67%と最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が14%、「すでに入所・入居の申し込みをしている」が5%となっています。
<p>3 次期計画に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携の推進 入院医療と在宅医療を担う医療機関や地域医療・介護相談室、介護の関係者などの連携を強化し、入院時の情報提供や、退院後の在宅復帰に際しての、切れ目ないサービス提供や支援に向けて、さらなる体制の充実が必要です。 ・認知症施策の推進 ニーズ調査の結果をみると、認知症に関する相談窓口を「知っている」人の割合は7%で、「知らない」人の割合は87%と大差がついているため、今後の周知のあり方が課題であると考えられます。 現状では、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを設置し、認知症高齢者等への支援を実施するとともに、地域における認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座やフォローアップ研修などを開催しており、今後も継続して行っていく必要があります。支援を必要とする方が適切な支援を受けられるよう、関係者などと協力した支援体制の構築が必要です。 ・生活支援体制の整備 地域のちょっとした困りごとは地域で解決できるような体制づくりを目指し、生活支援コーディネーターが中心となって活動しています。地域での「何とかしたい」という意識は徐々に大きくなっているため、協議できる場の開催や、生活支援サービスの創設に向け取り組みを行っていくことが必要です。 ・在宅高齢者支援の推進 在宅介護実態調査結果をみると、施設等への入所・入居の意向は、「入所・入居を検討していない」の割合が67%と最も多く、住み慣れた自宅での生活を希望する方が多いという結果が出ています。地域で居住する高齢者の状況やニーズは多様であるため、引き続き高齢者やその家族等に対し、在宅生活を支援するサービスを提供しながらニーズを把握・検証し、事業の継続・充実を図ることが必要であると考えています。 ・高齢者の住まいの安定的な確保 高齢者が介護を受けながら自立した生活を送ることのできる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいについて、市内での必要量を見極めながら適切に整備していく必要があります。

「基本方針3 気軽に相談できる体制をつくるために」についての課題

<p>現計画（第7期計画）の方向性</p>	<p>包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）が市内5カ所に設置されています。地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。</p> <p>在宅で暮らす単身高齢者、認知症高齢者等が増加することから、消費者被害や高齢者虐待の防止に努めるとともに、権利擁護に関する市民意識を高め、理解を深めることが必要です。また、判断能力が低下したために、契約等の法律行為における意思決定が困難な高齢者の日常生活を支援し、その権利を擁護するための成年後見制度等の周知や利用支援に努めます。</p> <p>高齢者虐待については、全国的に増加傾向にあり、対策が急務となっています。本市においても、高齢者の権利が侵害されることを防ぐとともに、意識の啓発に努め、関係機関と連携し、適切な対応をしていきます。</p> <p>地域の課題を把握し、地域づくり・資源開発などにつなげていくため、地域包括ケアシステムの実現に向けた一つの手法として、地域ケア会議を開催しています。</p>			
	<table border="0"> <tr> <td>3-1 地域包括支援センターの強化</td> <td>3-2 権利擁護の推進</td> </tr> <tr> <td>3-3 虐待防止に向けた取組み強化</td> <td>3-4 地域ケア会議の推進</td> </tr> </table>	3-1 地域包括支援センターの強化	3-2 権利擁護の推進	3-3 虐待防止に向けた取組み強化
3-1 地域包括支援センターの強化	3-2 権利擁護の推進			
3-3 虐待防止に向けた取組み強化	3-4 地域ケア会議の推進			

<p>1 第8期計画において記載を充実する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組みについて記載 ・「成年後見制度利用促進基本計画」の策定 <p>※地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する場合は、各計画に成年後見制度利用促進基本計画を兼ねていることを明示し、成年後見制度利用支援事業の取組みや権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、中核機関の整備について記載する。（詳細は手引き参照すること）</p> <p>※計画策定メンバーに成年後見制度に関する専門職団体等（弁護士会等）が含まれていない場合は、専門職団体等に意見を聴取することで、国基本計画を勘案した計画を地域の実情に応じて策定でき、また、家庭裁判所から実務に関する知見の提供を受けることでより実効性の高い計画にすることができる。（事前に意見聴取や知見提供してもらってから、審議会等に諮るよう進めること）</p>
<p>2 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、「高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）」を「知っている」人の割合は34%、「知らない」人が61%となっています。 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、「家族や友人・知人以外の相談相手」は、「そのような人はいない」の割合が40%と最も多く、次いで、「医師・歯科医師・看護師」が25%、「市役所・高齢者あんしん相談センター」が19%となっています。

3 次期計画に向けた課題

・地域包括支援センターの強化

包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）が市内5ヶ所に設置されているが、ニーズ調査の結果をみると、センターを「知っている」人の割合は34%、「知らない」人の割合が61%となっている。日々の活動を通じた積極的な周知を行うことが必要であると感じています。

また、業務内容が複雑・多岐にわたっており、相談件数等も増加傾向であることから、人員体制のあり方も検討していくことが必要です。

・権利擁護の推進

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行を受け、認知症高齢者等の判断能力が十分でない高齢者の権利を守るため、「富士見市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、総合的な支援体制の整備を図る必要があります。

また、高齢者への配慮や加齢に伴う様々な問題について、住民の理解を深めていく必要があると考えます。

・虐待防止に向けた取組み強化

高齢者虐待については、全国的に増加傾向であり、相談体制の構築やネットワークづくりなどの対策が必要であるとともに、介護施設とも協力し、虐待の早期発見・早期対応に努めることが必要です。

・地域ケア会議の推進

地域の課題を把握し、地域づくり・資源開発などにつなげていくため、地域包括ケアシステムの実現に向けた一つの手法として、今後も地域ケア会議を継続して開催し、本市の特性に合わせた仕組みづくりをすすめていく必要があります。

「基本方針4 お互いがお互いを支えあうために」についての課題

<p>現計画（第7期計画）の方向性</p>	<p>高齢者の社会参加を促進し、役割を創設することで、健康維持や関わり合い、助け合うことへの動機づけを高め、参加と交流、支えあいの場や通いの場の整備を行います。</p> <p>「介護離職ゼロ」とは、2025年までに、①介護サービスが利用できないことによりやむを得ず離職する者をなくすこと、②特別養護老人ホーム等の施設入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機する高齢者を解消すること、の2つを併せて行うことです。取組みをすすめていきます。</p> <hr/> <p>4-1 ボランティアや担い手の確保 4-2 介護離職ゼロに向けた支援の充実</p>
-----------------------	---

<p>1 第8期計画において記載を充実する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
<p>2 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護実態調査結果をみると、過去1年の間に、介護者等が仕事を辞めたり、転職したかについては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が62%、「主な介護者が仕事を辞めた（転職を除く）」が11%、「主な介護者が転職した」が4%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職を除く）」が2%、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」が1%となっています。 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」の割合が57%と最も多く、次いで「友人」43%、「別居の子ども」が33%となっています。
<p>3 次期計画に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアや担い手の確保 今後も、パワーアップ・リーダー養成講座の開催や、介護支援ボランティアポイント事業により、高齢者の社会参加の促進や、高齢者が高齢者を支える支えあいの地域社会づくりを行っていくことが重要です。 また、介護人材の確保を目的として、介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）を継続的に実施することで、実践的な人材の育成を行い、人材不足解消に努めている。引き続き、こうした方々の活躍の場を広げる取組みを積極的に行っていくことが必要です。 ・介護離職ゼロに向けた支援の充実 在宅介護実態調査結果をみると、過去1年の間に、「主な介護者が仕事を辞めた（転職を除く）」が11%となっており、介護のためにやむを得ず離職する方をどのように減らしていくかが課題となっています。 一億総活躍社会の実現の観点から、必要な介護サービスの確保を図るとともに、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ることが必要です。

「基本方針5 介護保険事業を継続的に運営していくために」についての課題

<p>現計画（第7期計画）の方向性</p>	<p>介護保険制度を円滑に運営していくため、これまでのサービスの状況や給付実績を踏まえ、今後の認定者数の増加による給付費の増加とそれに伴う保険料負担の増加とのバランスを図りながら、今後必要となるサービス量を推計し、支援や介護を必要とする方が適切なサービスが利用できるよう取り組んでいきます。特に地域密着型サービスについては、住み慣れた地域で生活するために必要不可欠なサービスであるため、積極的に推進していきます。</p> <p>サービスを必要とする要介護・要支援認定者が適切なサービスが受けられ安心した生活をおくるため、サービスの質の維持・向上を図り、制度の安定的な運営に努めます。</p> <p>介護給付費の適正化は、介護保険制度の持続可能性を高める観点からも必要不可欠であり、介護サービスを必要としている要介護・要支援認定者が真に必要なサービスが受けられるよう、下記の介護給付適正化に努めます。</p> <hr/> <p>5-1 各サービス別の実績及び今後の見込み 5-2 介護保険料の見込み 5-3 円滑な運営に資する取組み 5-4 介護給付費の適正化</p>
<p>1 第8期計画において記載を充実する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定 ※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載 ※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある ・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載 ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載 ・総合事業等の担い手確保に関する取組みの例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載 ・要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載 ・文書負担軽減に向けた具体的な取組みを記載 ・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載
<p>2 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、今後の保険料についてどのような考えを持っているか（保険料とサービスの関係）については、「現状のままでよい」の割合が29%、「保険料が多少増えても、給付されるサービスが充実していればよい」が21%、「給付されるサービスを抑えても、保険料が低ければよい」が15%となっています。

<p>3 次期計画に向けた課題</p>	<p>●介護保険事業の継続的な運営</p> <p>団塊世代のすべての方々が後期高齢者となる令和7（2025）年を見据えると、介護サービスの利用者数や利用量は、ますます増加していくものと見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きいきとした生活を送ることができるよう、介護保険制度の持続可能性の確保を念頭に置きつつ、必要なサービス事業所の整備や充実を図る必要があります。</p> <p>サービス利用に関し、低所得者に対しては、利用者負担の軽減や介護保険料の減免などにより、介護サービスが適切に受けられる環境の整備を推進するとともに、介護サービス事業所に対して指導や助言を行い、サービスの質の向上に努めることも必要です。</p>
---------------------	---

ニーズ調査等の自由記載欄について（一部抜粋）

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

8 問3 今後の生活を続けていくうえで、心配なことなどがございましたら、ご自由にお書きください

心配事についての自由記載欄の中で、記述が多かった項目については以下のとおりです。

「交通・送迎・移動手段等について」に関する記載	31 件
「在宅支援サービス利用について」に関する記載	8 件
「介護予防・健康づくりについて」に関する記載	6 件
「防災・災害について」に関する記載	6 件
「介護保険サービスについて」に関する記載	6 件 等

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

8 問4 これからの高齢者の保健福祉や介護に関して、ご意見・ご要望がございましたら、ご自由にお書きください

意見・要望等についての自由記載欄の中で、記述が多かった項目については以下のとおりです。

「介護予防・健康づくりについて」に関する記載	30 件
「交通・送迎・移動手段等について」に関する記載	19 件
「在宅支援サービス利用について」に関する記載	14 件
「介護保険料・負担等について」に関する記載	13 件
「介護保険施設の整備について」に関する記載	10 件 等

【在宅介護実態調査】

8 問4 これからの高齢者の保健福祉や介護に関して、ご意見・ご要望がございましたら、ご自由にお書きください

意見・要望等についての自由記載欄の中で、記述が多かった項目については以下のとおりです。

「交通・送迎・移動手段等について」に関する記載	12 件
「介護保険サービス利用について」に関する記載	10 件
「介護保険施設等への入所等について」に関する記載	7 件
「在宅支援サービス利用について」に関する記載	6 件
「介護者への支援・相談体制について」に関する記載	6 件 等